資料３

令和2年度支部保険者機能強化予算策定に向けた意見交換について

広報部鳥　けんぽん
©2018　協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

8月以降、本部より来年度予算枠等の提示があり、来年度の支部事業計画や支部保険者機能強化予算の検討・策定をすることになります。

「保険料率にかかるインセンティブ制度」・「パイロット事業」および「調査研究事業」等に関して、効果がある広報や施策について、忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

Ⅰ　令和元年度からの支部予算体系の見直しについて

Ⅱ　インセンティブ制度について

Ⅲ　令和2年度大阪支部パイロット・調査研究　本部への提案事業

Ⅳ　令和2年度に向けた支部保険者機能強化予算策定のプロセス

Ⅰ　令和元年度からの支部予算体系の見直しについて

平成31年4月17日	全国健康保険協会大阪支部 第1回評議会	資料4

＜ 平成30年度までの予算体系 ＞

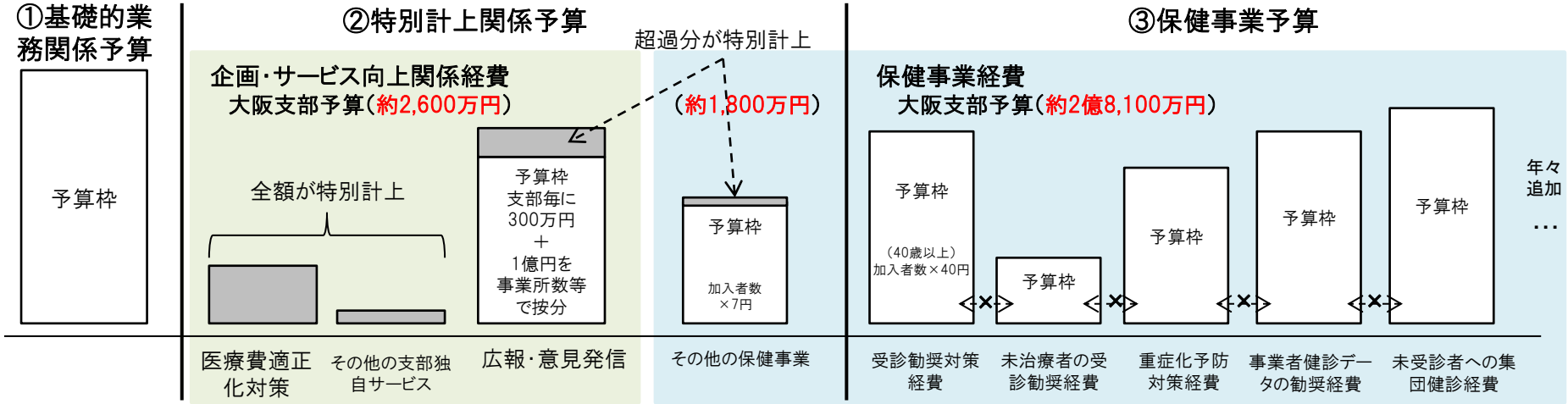

見直し

＜ 令和元年度からの予算体系 ＞

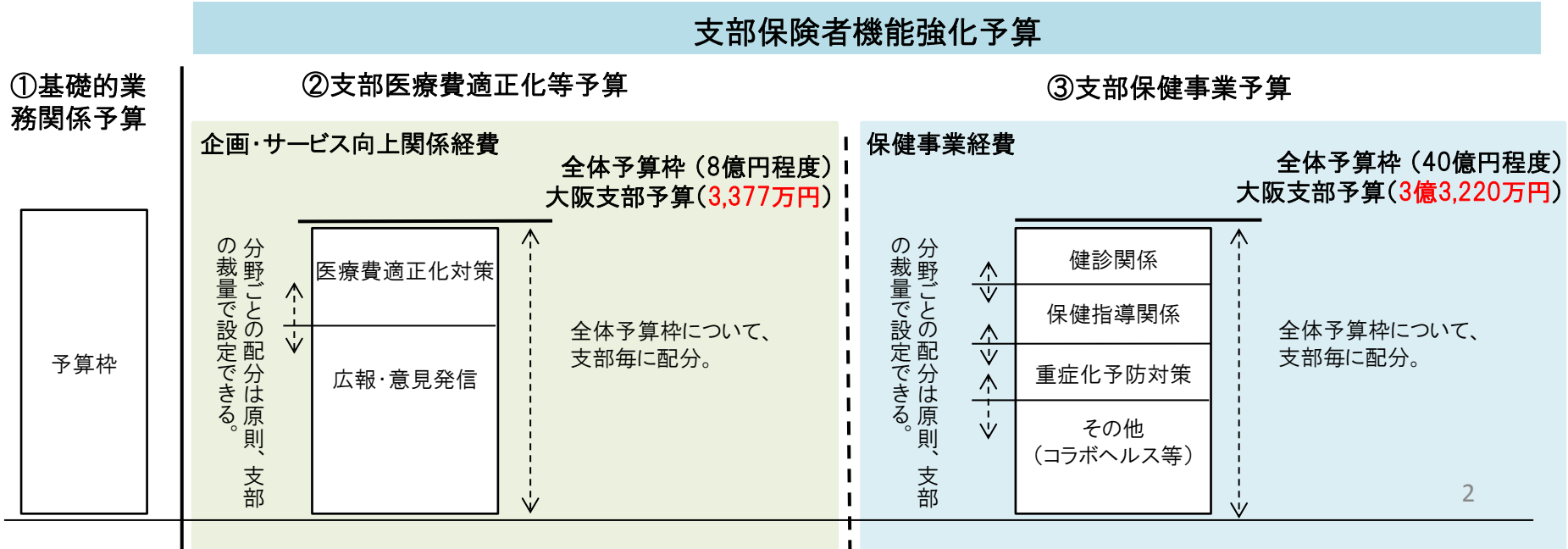

（参考） 令和元年度に実施する支部保険者機能強化予算における取組例

山形	件名	**湿布・軟膏の減量キャンペーン**
	概要	貼り薬・塗り薬を中心にドラッグストア等で販売されている市販薬への切り替えを促す。セルフメディケーション税制による優遇措置が取られていることを周知し、スイッチOTC医薬品への切り替えを促進することにより、医療費の抑制及びジェネリック医薬品使用割合の向上を目的とする。
千葉	件名	**ジェネリック医薬品の使用促進に向けた電車広告の実施**
	概要	多くの人が利用するＪＲ線の車内に千葉県や健保連との連名による広告を行い、ジェネリック医薬品の使用状況や安全性等を周知することにより、使用促進を図る。また、実施することで、ジェネリック医薬品の切り替え率の向上を図る。
岐阜	件名	**SNSを利用した多国語広報**
	概要	外国人利用者の多いFacebookを利用し、従来アプローチできなかった層への複数の言語による制度案内や各種広報を行うことにより、外国人加入者へのサービス向上を図るほか、ジェネリック医薬品の利用率向上や限度額適用認定証の利用率向上、特定健診受診率の向上等を図る。
奈良	件名	**市町村及び地区薬剤師会と連携した残薬調整運動の実施市町村及び地区薬剤師会と連携した残薬調整運動の実施**
	概要	市町村及び地区薬剤師会と連携して、薬局に残薬発生防止及びかかりつけ薬局等に関する啓発用ポスターを掲示するとともに、薬局窓口で節薬袋を配布して、飲み残しの薬がある場合は薬剤師に相談するよう周知することで、残薬発生防止による調剤医療費の適正化等を図る。
大阪	件名	**被保険者個人宛勧奨による生活習慣病予防健診（集団健診）の実施**
	概要	小規模事業所においては、健診案内を協会が送付しても本人に周知されていない場合が多いため、従業員個人宛に生活習慣病予防健診（集団健診）を案内することで、受診者の掘り起しを図る。
香川	件名	**「健康で show do 島」- 団・地（工業団地・地域活性）まるごと健康経営**
	概要	工業団地、業種団体等にはたらきかけ、複数の事業所をまとめて健康経営を支援する。従来にない事業所間の連帯感を醸成することで、ヘルスリテラシーも向上させる。
高知	件名	**医師会等との連名による健康保険証適正使用推進にかかる医療機関等掲示用ポスターの作成**
	概要	行政（高知県）や関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、支払基金）との連携による保険証の適正使用推進にかかるポスターを医療機関等に送付し周知することにより、資格喪失後受診に伴う返納金の発生を抑制する。

Ⅱ　インセンティブ制度について

○ インセンティブ制度は、これまでの運営委員会や支部評議会の議論を踏まえ、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令が平成30年３月に公布された。開始年度である平成30年度から本格実施し、その実績を令和2年度の都道府県単位保険料率に反映することとなる。

○ 令和元年度インセンティブ制度について、現在、本格実施としての取組を開始して間もなく、平成30年４月～９月の上半期分の実績を見ても、評価指標等を変更する特段の事情が見受けられない。このため、令和元年度も今年度と同様の指標で実施することとし、引き続き、丁寧な周知広報に取り組んでまいりたい。

実績データの前提条件について

＜インセンティブに係る保険料率について＞

○　インセンティブ分に係る保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、 0.01% を盛り込むこととされている。

○　また、制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、３年間で段階的に導入することとされているため、今回の集計では全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に0.004%を盛り込んで実績を算出することとする。

平成30年度（令和 2年度保険料率）：0.004%
↓　　↓　　↓
令和 元年度（令和 3年度保険料率）：0.007%
↓　　↓　　↓
令和　2年度（令和 4年度保険料率）：0.01%

Ⅱ　インセンティブ制度について

＜本格実施（平成30年４月～９月分）について＞

○　平成30年４月～９月分の実績については、平成30年11月時点で集計できるデータを活用をしていることから、各指標の対象月が異なる。詳細は以下のとおりである。

【指標１】特定健診等の受診率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成30年４月～９月
【指標２】特定保健指導の実施率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同上
【指標３】特定保健指導対象者の減少率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同上
【指標４】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 ・・・ 平成30年４月～５月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から３か月後までに医療機関を受診した者
【指標５】後発医薬品の使用割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成30年4月～８月

＜試行実施（平成29年度）について＞

○　試行実施（平成29年度）については、通年ベース（平成29年４月から平成30年３月）で集計している。

平成30年４月～９月分のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒令和2年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004

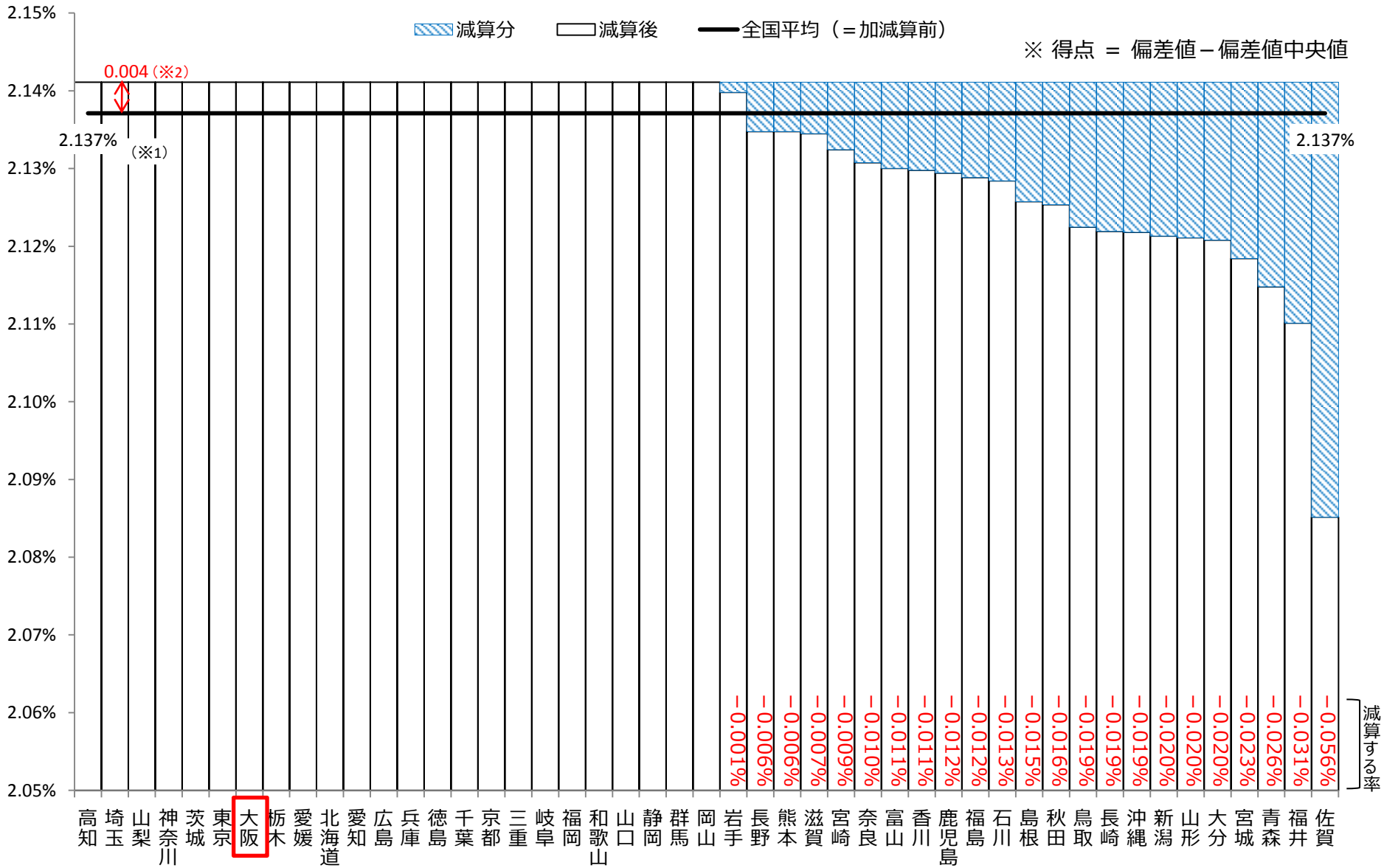

※1　2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2　令和2年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除して計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催　第91回運営委員会資料　資料３」に掲載。）

Ⅱ　インセンティブ制度の指標と具体的な評価方法

○　下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度４月～３月までの分の実績値を用いることとする）。

○　評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。

○　前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100％－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{\text{100％－当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

1　特定健診等の受診率（使用データ：４月～３月の40歳以上の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数＋自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数＋自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部加入者のうち特定健診対象者数}}\ (\%)$$

①　特定健診等の受診率【60%】

②　特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】

③　特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2　特定保健指導の実施率（使用データ：４月～３月の特定保健指導最終評価終了者数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}}\ (\%)$$

①　特定保健指導の実施率【60%】

②　特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③　特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

Ⅱ　インセンティブ制度の指標と具体的な評価方法

※【】は評価指標内での評価割合

3　特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって４月～３月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{(\text{Ａ})\text{のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)}+\text{(前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数（Ａ）}}(\%)$$

4　医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：４月～３月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から３か月後までに医療機関を受診した者の数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{（Ａ）のうち医療機関受診者数}}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数（Ａ）}}(\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5　後発医薬品の使用割合（使用データ：４月～３月の年度平均値）

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量}}(\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

Ⅲ　令和2年度　大阪支部パイロット・調査研究　本部への提案事業

＜パイロット提案事業＞

事業名	概要
遡及喪失等処理者にかかる返納金対策	遡及喪失者にかかる返納金告知は、返納金の発生時点で既に返納対象期間から相当な期間が経過しており、療養費申請時効の関係からも速やかな対応が求められるため、資格喪失処理の翌月に本部にて対象者データを抽出し、支部より案内文書を送付することで、早期接触・トラブル発生防止を図り、速やかな債権回収につなげる。
健康度の見える化された通知による保健指導案内	経年の健康診断の結果を被保険者個人に送付することにより、個人の健康意識の醸成を以って、特定保健指導の実施率および完了率の向上を図る。 また、併せて、事業所に従業員の生活習慣病に関するリスク保有状況を通知し、事業主の健康経営に繋げる。

＜調査・研究提案事業＞

事業名	概要
頻回受診者に対する基礎的研究及び介入手法の探求	レセプトデータを用いて頻回受診の基礎的データを得るとともに、頻回受診対策の医療費適正化に対する寄与度を求める。 寄与度が高いと判断する場合は介入手法の探求を図る。

Ⅳ　令和2年度に向けた支部保険者機能強化予算策定のプロセス

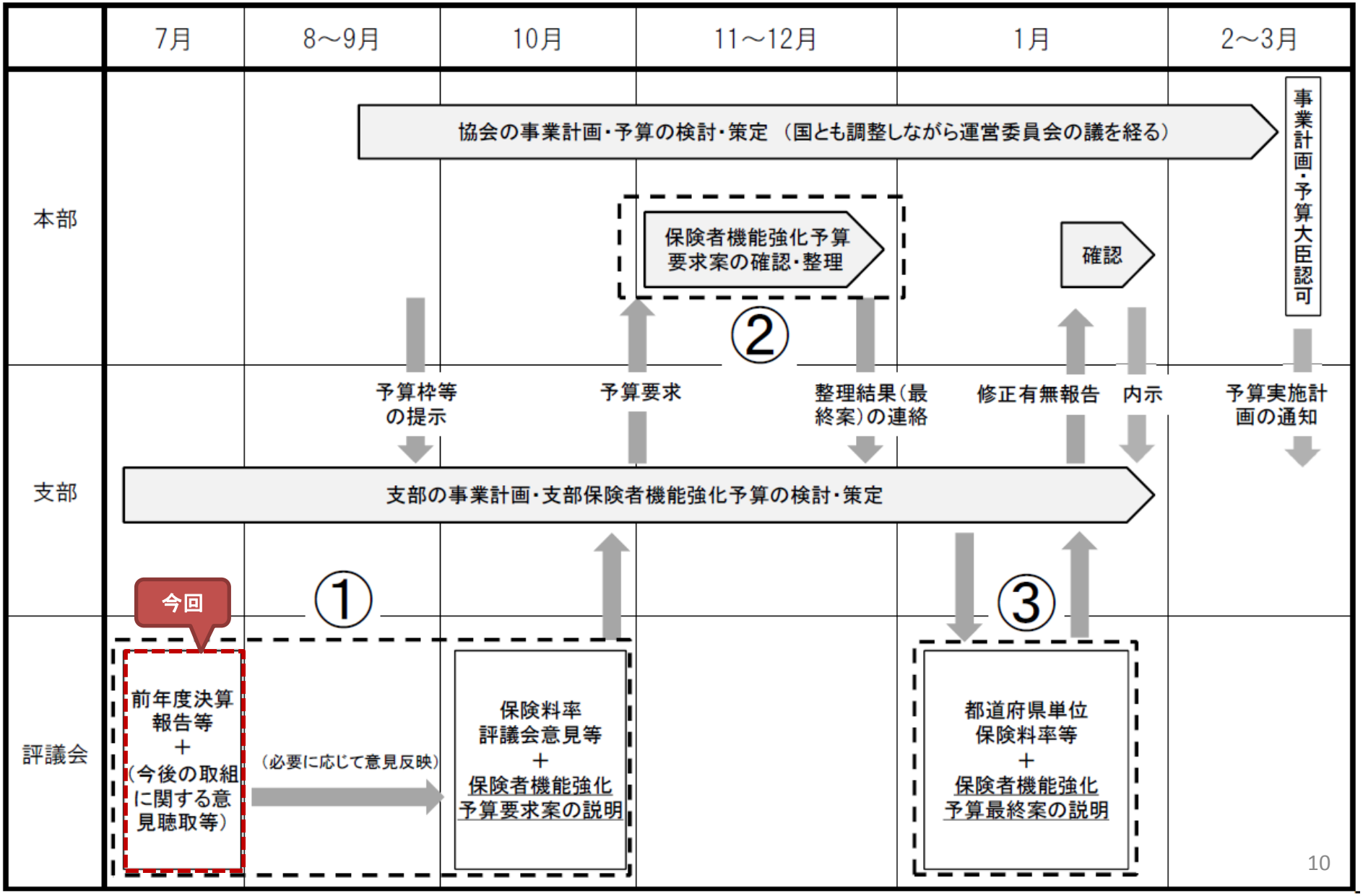

ご意見をいただきたい主な項目

- 効果のある広報
- インセンティブ制度の指標の数値を上げる施策
- 加入者の健康度を高めること
- 医療費等の適正化

など